

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の 名称	特別の設備
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市徳山社会福祉センター条例第8条
基準規定	周南市徳山社会福祉センター条例第8条
審査基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理 期間	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な期間を設定することが困難
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の 名称	使用の許可、許可の制限
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市新南陽総合福祉センター条例第8条;第9条
基準規定	周南市新南陽総合福祉センター条例第8条 周南市新南陽総合福祉センター条例第9条 周南市新南陽総合福祉センター条例施行規則第2条 周南市新南陽総合福祉センター条例施行規則第3条
審査基準	1 周南市新南陽総合福祉センター条例第8条、第9条 （使用の許可） 第8条 総合福祉センターを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。 2 指定管理者は、前項の許可に施設の管理運営上必要な条件を付し、又は必要な指示をすることができる。 （許可の制限） 第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。 （1） 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 （2） 建物及び附属設備の管理上支障のあるとき。 （3） その他使用させることが適当でないとき。} 2 新南陽総合福祉センター条例施行規則 第2条、第3条 （使用の手続） 第2条 条例第8条第1項の規定に基づき、使用の許可を受けようとする者は、総合福祉センター使用許可申請書（別記第1号様式。以下「使用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。 （使用の許可） 第3条 指定管理者は、使用許可申請書の提出があった場合において、使用を許可すべきものと認めるときは、当該申請書を提出した者に対して総合福祉センター使用許可書（別記第2号様式。以下「使用許可書」という。）を交付するものとする。
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の 名称	使用料の減額又は免除、徴収の延期、還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市新南陽総合福祉センター条例第10条第2項、第3項
基準規定	周南市新南陽総合福祉センター条例第10条第2項 周南市新南陽総合福祉センター条例第10条第3項 周南市新南陽総合福祉センター条例施行規則第9条 周南市新南陽総合福祉センター条例施行規則第11条
審査基準	1 周南市新南陽総合福祉センター条例第10条 （使用料） 第10条 2 市長は、公益上特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を延期することができる。 3 納入された使用料は、還付しない。ただし、特別な事由があると認めた場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。 2 周南市新南陽総合福祉センター条例施行規則第9条 （使用料の減額又は免除） 第9条 条例第10条第2項の規定による使用料の減額の基準は、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。ただし、第3号を除き、冷暖房使用料は、減額しない。 （1）市以外の官公庁が使用するとき。 50パーセント減額 （2）市が後援するとき（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。）。 30パーセント減額 （3）その他市長が特に必要と認めるとき。 市長が定める割合の減額 2 条例第10条第2項の規定による使用料の免除の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第5号を除き、冷暖房使用料は、免除しない。 （1）市が主催又は共催するとき。 （2）総合福祉センターの設置目的にそって、市内の公共的団体が使用するとき。 （3）総合福祉センターの指定管理者が行政目的で使用するとき。 （4）市内の保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で使用するとき。 （5）その他市長が特に必要と認めるとき。 3 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、第2条に規定する使用許可申請書にその旨を記入し、関係書類を添えて指定管理者に提出しなければならない （使用料の還付） 第11条 条例第10条第3項ただし書に規定する使用料の還付を受けようとする者は、総合福祉センター使用料還付請求書（別記第4号様式）を提出しなければならない。
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の 名称	災害援護資金の借入れ
処分権者	市長
根拠規定	周南市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条;第13条
基準規定	周南市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条 周南市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条 周南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第6条
審査基準	周南市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条、第13条 （災害援護資金の貸付け） 第12条 市は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。 （災害援護資金の貸付け限度額等） 第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。 （1）療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア 法第10条第1項第2号に掲げる損害がない場合 150万円 イ 法第10条第1項第2号の家財の損害があり、かつ、同号に掲げる住居の損害がない場合 250万円 ウ 住居が半壊した場合 270万円 エ 住居が全壊した場合 350万円 （2）世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 ア 法第10条第1項第2号の家財の損害があり、かつ、同号に掲げる住居の損害がない場合 150万円 イ 住居が半壊した場合 170万円 ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円 エ 住居の全体が滅失した場合 350万円 （3）第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。 2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は、5年）とする。 周南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 第6条 （借入れ申込） 第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。 （1）借入申込者の住所、氏名及び生年月日 （2）貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法 （3）貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画 （4）保証人となるべき者に関する事項（保証人を立てる場合に限る。） （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 2 前項の借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 （1）世帯主の負傷を理由とする場合にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書 （2）被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書 （3）その他市長が必要と認めた書類 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の 名称	利用の許可、許可の制限
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市徳山社会福祉センター条例第3条
基準規定	周南市徳山社会福祉センター条例第3条 周南市徳山社会福祉センター条例第4条 周南市徳山社会福祉センター条例施行規則第2条 周南市徳山社会福祉センター条例施行規則第3条
審査基準	1 周南市徳山社会福祉センター条例第3条、第4条 （利用の許可） 第3条 福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可事項の変更をしようとするときも同様とする。 （利用の許可の制限） 第4条 指定管理者は、福祉センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしない。 （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 （2） 建物又は附属設備をき損するおそれがあるとき。 （3） 入浴設備を利用しようとする者が老人（65歳以上）若しくは老人クラブ会員又は身体障害者でないとき。 （4） 前3号に定めるもののほか、福祉センターの管理上特に支障があると認めるとき。 2 指定管理者は、前条の規定による利用の許可の際管理上必要な条件を付けることができる。 2 周南市徳山社会福祉センター条例施行規則第2条、第3条（利用の手続） 第2条 周南市徳山社会福祉センター（以下「福祉センター」という。）を利用しようとする者は、周南市徳山社会福祉センター利用許可申請書（別記第1号様式）を指定管理者に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。 2 入浴をしようとする者は、入浴者名簿（別記第2号様式）に所定の事項を記入しなければならない。 （利用の許可及び許可順位） 第3条1項 省略 2 利用許可順位は、福祉活動を目的とする利用を優先し、利用申請の受付は、福祉活動を目的とするものにあつては利用日の6月前からとし、その他のものにあつては利用日の4月前からとする。
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の 名称	利用料金の還付、利用料金の減額又は免除
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市徳山社会福祉センター条例第7条、第7条の2
基準規定	周南市徳山社会福祉センター条例第7条第1項 周南市徳山社会福祉センター条例第7条第2項 周南市徳山社会福祉センター条例施行規則第4条 周南市徳山社会福祉センター条例施行規則第5条
審査基準	1 周南市徳山社会福祉センター条例第7条、第7条の2 （利用料金の還付） 第7条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。 （利用料金の減額又は免除） 第7条の2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。 2 周南市徳山社会福祉センター条例施行規則第4条、第5条 （利用料金の減額又は免除） 第4条 条例第7条の2の規定による利用料金の減額の基準は、次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。ただし、第3号を除き、冷暖房利用料金は、減額しない。 （1）市以外の官公庁が利用するとき。 50パーセント減額 （2）市が後援するとき（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。）。 30パーセント減額 （3）その他市長が特に必要と認めるとき。 市長が定める割合の減額 2 条例第7条の2の規定による利用料金の免除の基準は、次のとおりとする。ただし、第1号及び第5号を除き、冷暖房利用料金は、免除しない。 （1）市が主催又は共催するとき。 （2）福祉センターの設置目的にそって、市内の公共的団体が利用するとき。 （3）福祉センターの指定管理者が行政目的で利用するとき。 （4）市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で利用するとき。 （5）その他市長が特に必要と認めるとき。 3 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第2条に規定する利用許可申請書にその旨を記入し、関係書類を添えて指定管理者に提出しなければならない。 （利用料金の還付） 第5条 利用料金を還付する基準は、次のとおりとする。 （1）天災・地変その他利用者の責めに帰さない事由により利用できなくなったとき。 （2）利用日の7日前までに利用の取消し又は利用許可事項の変更を申し出て指定管理者が相当の理由があると認めたとき。 （3）指定管理者の都合により利用の許可を取り消したとき。 2 前項各号のそれぞれに該当する者が既納利用料金の還付を受けようとするときは、利用取消しの日から10日以内に周南市徳山社会福祉センター利用料金還付請求書（別記第4号様式）を指定管理者に提出しなければならない。
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の 名称	使用の取消しの承認
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市新南陽総合福祉センター条例施行規則第10条
基準規定	周南市新南陽総合福祉センター条例施行規則第10条
審査基準	周南市新南陽総合福祉センター条例施行規則 第10条（使用の取消しの承認） 第10条 使用者は、やむを得ない理由により使用できなくなった場合、使用前日までに総合福祉センター使用取消承認申請書（別記第3号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。
標準処理 期間	7日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の 名称	償還金の支払猶予
処分権者	市長
根拠規定	周南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 13 条
基準規定	周南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 13 条
審査基準	周南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 第 13 条 （償還金の支払猶予） 第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（別記様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。
標準処理 期間	14 日（総合支所又は支所を経由した場合は別に 1 日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	地域福祉課
処分の 名称	違約金の支払免除
処分権者	市長
根拠規定	周南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 1 4 条
基準規定	周南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第 1 4 条
審査基準	周南市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 第 1 4 条 （違約金の支払免除） 第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（別記様式第10号）を市長に提出しなければならない。
標準処理 期間	1 4 日（総合支所又は支所を経由した場合は別に 1 日を要する。）
備考	